会員規約 (個人用)

第1章 総則

第1条(会員) 1.カード発行会社 (以下「当社」という。) および株式会社ジェーシーピー (以下「JCB」という。) が運営するクレジットカード取引システム (以下「JCBクレジットカード取引システム (以下「JCBクレジットカード取引システム」という。) に当社およびJCB (以下「同社」という。) 所定の入会中込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を比でしています。 2. JCBクレジットカード取引システムに両社所定の入会中込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を比では、2. JCBクレジットカード取引システムに両社所定の入会中込書等において、本規約を承認のうえ、今ま会員といれます。 2. JCBクレジットカード取引システムに両社所定の入会中込書等において、本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、両社が審査のうえ、家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、両社が審査のうえ、大会を表認した方を家族会員といる。 3. 本会員は、東族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で「家族カート!)として定義されるものをいう。以下本条において同じ。)を使用して、本規約に基づくクレジットカード利用(第3章(ジョッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング、キャッシングおよびカード・ローンならびに発い家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または素効等の消滅事由がある場合は、第39条第1項所定の方法により家族会員によるクレジットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出い前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主選することはできません。4 代理権の授与に置いて、撤回、取消または素効等の消滅事由がある場合はが本規約に違反した場合には、両社に対し、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、参院会員により少トカード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、参院会員によるクレジットカード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、参院会員としても負担しないものとしままた、本会員と実施会員をして本制を持定しています。 6. 会員と向いを会員との表別を会員により、多にといいます。6. 会員と参院会員を付金との表別をといいます。6. 会員と参院会員を任め、第2条(カードの資与の人により、カード(第2条第1項に定めるものをいう。の利用可能枠、利用節囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。カリます。会員と対していたの人が、第2条(カードの資与の人により、カード(第2条第)項に定めるものをいう。の利用可能枠、利用節囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。カリます。との人の名の人により、カード(第2条)の一ドの資をの人により、カードの情報に対してはなりません。2 カードにははの上には対してはなりません。第2条(カードの場合)、高さは、カードを自身、預託、譲渡もしくは担保機力をこと、またはカード情報を預託したもしては使用さることを表別にためると、表別に対してはなりません。第3条(カードの機能) 1. 当社は、カードを自身、預託、譲渡もしては担保機が表別を表別によります。2. 会員は、カードを自身、預託、譲渡もしては担保機可をこと、またはカード網を同様で発します。2. 会員は、カードの情報に対してはなりません。その人には関係を持ているの人には関係を持ているの人に対してはなります。2. 会員は、カードを自身、預託、譲渡もしては対しては対しては対しては対します。2. 会員が不足のことにはは保険等を表したります。2. 会員は、カードの情報に対してはなります。2. 会員は、カードの情報の管理とよりに対してはなります。2. 会員は、カードの情報の管理とよりに対してはなります。2. 会員が不足のでは、2. サービスを持ているの人に対してはなります。2. 会員は、カードの情報のでは、2. サービスはは、カードには、1. サービスはは、カードの情報のでは、2. サービスはは、カードの情報のでは、2. サービスは、カードの情報を表します。2. 会員が不足のでは、2. サービスは、2. サ

当社、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCBまたはサービスは保会社が内帯サービスおびその内容を変更することを予め承認します。

「「各条人の一ドの有効期限」 1.カードの有効期限は両社が指定するものとし、カード上に表示された年月の未日までとします。 2.両社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、両社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。を発行します。

「東方本・「職工番号として不適りと関いた場合には、当社が所定の方法により間証番号を登録し加します。 2.会員は、配証番号を他人に知って当該カードを負与されている会員本人による利用とみなし、よっト・ド利用の際、登録された暗証番号として不適りと制助した場合には、当社が所定の方法により問証番号を登録し加します。 2.会員は、配証番号を他人に知って当該カードを負与されている会員本人による利用とみなし、その利用代金はすべて当該カードを負与されている会員本人による利用とみなし、その利用代金はすべても会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理とします。 3.会員は、当社がでの方法により明証番号を登録し、当社が学の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、「のトードの暗証番号を変更する場合は、、一ドの再発行手続きが必要となります。 4.8条(年会費)本会員は、有効期限月(カード上に表示された年月の月をいう。の3.カ月後の月の第33条に定める約定支払日にただし入会後観初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日、所定の年会費(家族会員の有無・人数によって異なる。)を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。 なお、ものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、ものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。 2.前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社が生の行ので表別を更用しましません。 2.前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社がよるでで表別を更用しましたものとします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、やもを得なものをします。 3.第1項の届け出かないためととまで、また、本会員が両社に関すべきときに到着したものととなす。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、第10条(会員区分の変更) 1.本会員が同学ときに到着したものとめなります。 4.4の目の表別を明まで表別の表別を明まで表別の表別を明まで表別の表別を用まで表別の表別を明まで表別の表別を用まで表別が表別を用ましまが、第13条(会員区分の変更) 1.本会員が同学による顧客等の本人性認等ので見に対して当社が定めた利用可能体、利用前囲、利用方法、家族会員等の名といた場合といえども、対して当社が定めた利用可能体、利用前囲、利用方法、家族会員等の名といたがよります。 2.会員の分の変更) 1.本会員が同学による顧客等の本人性認等ので見いためましました。 4.4の目のとします。 5.4の目のとします。 6.4の目のとします。 6.4の目のとしま

第12条(保養会託) 会員は、当在か代金沢済事務での他の事務寺をJCBに業務会託9 ることをすめ承認9 るものとしま9。 第13条(個人情報の取り扱い 第13条(個人情報の収集、保有、利用、預託) 1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(11本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当社またはJCBもしくは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。 ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等、会員等が入会申込時および第9条に基づき届け出た事項。 ②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。 ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収との他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。 ④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債等、当社またはJCBが収集したクレッシット利用・支払履歴。 ⑤金融機関等による顧客等の本人確認等及び資金口座等の不正な利用の防止に関する法律で定める本人で設書類等の記載事項。 ⑥当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。 ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公所されている情報。 ②と以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利すすること。ただし、会員が本号②に定める市場調査を目的として入戸からい範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。 ①カードの機能、付帯サービス等の提供。 ②当社またはJCBもしくは両社のクレジットカード事業その他の当社またはJCBもしくは両社の事業(当社またはJCBの定談記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。)における前の名の場所をおよりでも開発および市場調査を目的としる時間を表しまり、以下「両社事業」という場合において同じ。)における前の名の個人情報を当該業務委託先に預託すること。 ②、会員等は、当社、JCBおよびJCBとなります。 ③カードの機能、第21条に定めるものをいう。)等の営業案内。 ③オを契いに基づて当社またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(11)②②③ののの個人情報を当該業務委託先に預託すること。 ②、会員等は、当社、JCBおよびJCBとなります。 ②大日利用することに同意します。(JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提供会社は次のホームページにてご確認いただけます。http://www.jcb.co.jp/f/riyou/)なお、本項に基づく共同利用会社の人で再報の管理について責任を有する者はJCBとなります。 会員等は、当社またはJCBが個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社といり、第1項(11)②②③の個人情報を共同利用自的は本規約末尾に記載のとおりです。)提供等のため、第1項(11)②②③の個人情報を共同利用自由は本規約末尾に記載のとおりです。) を持続したければ、第1項目的は本規約末尾に対してごは、第1項目的は本規約末尾に対してごは、第1項目的は本規約末尾に対してごは、第1項目的は本規約末尾に対してごは、第1項目的に対してごは、第1項目的は本規約末尾に対してごは、第1項目的は本規約末尾に対してごは、第1項目的は本規が定してごは、第1項目的のは、第1項目のは、第1項目的では、第1項目的は、第1項目的に対しては、第1項目的は本規約まれて、第1項目的は、第1項目的は、第1項目的は本規約まれて、第1項目的は本規が、第1項目的は本規約まれて、第1項目的は本規約まれて、第1項目的は本規約まれて、第1項目的は、第1項目的は、第1項目のは、第1項目的は、第1項目

なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
第14条(個人信用情報機関の利用および登録) 1 本会員および本会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)は、当社またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの)について以下のとおり同意します。(10本会員等の支払能力の調査のために、両社がぞれぞれ加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関)という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関)という。)に深会し、本会員等の侵人情報行義されている場合によいて公開されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関した人がら苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認費別の紛失・盗難等本人より中告された情報など、加盟個人信用情報機関の人信用情報機関の公共でれが収集している。「会別者でおれている場合にこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関した人作の苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認費別の紛失・盗難等本人より中告された情報など、加盟個人信用情報機関がよび追談機関が独自に収集した情報が本規約末星の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録され、当該機関および提携個人信用情報機関の担急会員がこれらの登録に係る情報を、自己の与自取引しの判断、な会の支払能力の調査をいう。ただし、割賦販売法第39条および資金業の規制等に関する法律第30条第2項等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。のために利用すること。(3)前号により加盟個人信用情報機関にご録されている個人情報の正確性および選新性の維持、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング幹加盟個人信用情報機関における個人情報の正確性および選新性の維持、機関に家族会員を力を対する規制遵守状況のモニタリング幹加盟個人信用情報機関に対力を引えて、3、加盟個人信用情報機関の加盟会員が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用すること。2、2005年3月30日までに入会された機関に家族会員をの本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関的および港携個人信用情報機関の加盟会員が家族会員等りとしまれたが、以上下「家族会員等)としか自己を利用情報機関に対しまする場合は、書面その他の方法により到のうえ同意を得るものとします。第16条(個人情報の開示、訂正、削除)1、会員等は、当社よの対しの表ものとします。(1)社に対する関示請求:本規約末尾に記載のJCBの提携会社、共同利用会社に対する関示請求は上に記載のJCBの提供会社、当はに対する関示請求は上に記載の名のとは、当はと対する関係を関示することが判断とよりに対する場合には、両対は法が対しませいに関する場合には、表し、1)社に対する関係を関示するよのに対する場合は、表しましまないに関する場合には、表しまないに関する場合は、表しまないに関する場合には、表しまないは、表しないは、表しまないは、表しまないは、表

速やかに訂正または削除に応じるものとします。 第16条(個人情報の取り扱いに関する不同意) 両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いに関する不同意) 両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同③に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。) 第17条(契約不成立時および退会後の個人情報の利用) 1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)②に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同③に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内を除く。) および第14条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。 2. 第39条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)②に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同③に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内を除く。) および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。 第3章 ショッピング利用、金融サービス

第3章 ショッピング利用、金融サービス
第18条(標準期間) 本規約においては、前月16日から当月15日までを標準期間といいます。
第19条(利用可能枠) 1. 当社は、本会員につき、カード利用可能枠、リボルビング・分割払い利用可能枠、キャッシング利用可能枠およびカード・ローン利用可能枠(以下総称して「利用可能枠」という。)を審査のうえ決定します。また、当社は、会員のカード利用状況および本会員の信用状況等に応じて、利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、本会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。 2. 本会員は、利用可能枠を超ることができるものとします。ただし、本会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。 3. 会員が、リボルビング・分割払い利用可能枠を超えてリボルビング払いによるショッピング利用(第21条に定めるものをいう。)をした場合、当該利用可能枠を超過した金額は1回払いを指定したものと同様に取り扱われます。 4. 本会員が当社、JCBおよびJCBカレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社が発行する両社所定のクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報を含む。以下同じ。の貸与を受けた場合、それら複数枚のJCBカード(ただし、一部のJCBカードは除きます。)全体における利用可能枠(以下「総合与信枠」という。)は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額となり、それら複数枚のJCBカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカードにおける利用可能枠は、当該JCBカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカードにおける利用可能枠は、当該JCBカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカードにおける利用可能枠は、当該JCBカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカードにおける利用可能枠は、当該JCBカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカードにおける利用可能枠を増入という。第20条(手数料率、利率の計算方法をります。第20条(手数料率、利率の計算方法を)1. 手数料率、利率(遅延減害金の利率を含む。以下本条において同じ。)等の計算方法とします。 2. 当社は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の語契約に基づくカード利用にかかる手数料率および利率を変更することがあります。この場合、第46条にかかわらず、改定後の手数料率、利率は利用残高の全額に対して適用されます。ただし、分割払いに対する手数料率については、当該分割払いを指定した時点の手数料率が継続して適用されま 高の全額に対して適用されます。ただし、分割払いに対する手数料率については、当該分割払いを指定した時点の手数料率が継続して適用されま

します。

します。 第26条(リボルビング払い) 1. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合、以下のとおり支払うものとします。 (1)標準期間におけるショッピング利用代金額に対する標準期間満了日の属する月の16日から翌月10日までの間当社所定の手数料率を乗じたリボルビング手数料を、翌月の約定支払日。ただし、(ア)当該ショッピング利用によりリボルビング・分割払い利用残高がリボルビング・分割払い利用可能枠を超える場合の超過金額、および(イ)標準期間におけるリボルビング払いのショッピング利用代金額とリボルビング払い利用残高の合計金額が(2)に定めるリボ払元金以下の場合の当該ショッピング利用代金額は当該手数料の計算から除かれるものとします。 (2)(1)の手数料のほか、以下の金額(以下「リボルビング弁済金」という。) を毎月の約定支払日。ただし、ボーナス増額払いを指定した場合、ボーナス指定月の約定支払日において会員が指定した金額を加算して支払うものとします。なお、リボルビング弁済金の当社に対する本会員の債務の充当は当社所定の方法により行います。 (リボ払元金) 前月15日のリボルビング利用残高が、会員の指定した支払方法により決定されるリボルビング払い元金(以下「リボ払元金」という。) 以上の場合は当該リボ払元金。リボ払元金・ボーナス加算額および前々日16日から前日の約定支払日までのリボルビング利用残額を差しさいた全額)に 払元金) 前月15日のリボルビング利用残高が、会員の指定した支払方法により決定されるリボルビング払い元金(以下「リボ払元金」という。)以上の場合は当該リボ払元金。リボ払元金未満の場合は当該リボルビング利用残高。 (リボルビングもい元金(以下「リボ払元金」という。)以上の場合は当該リボ払元金。リボ払元金未満の場合は当該リボルビング利用残高。 (リボルビング手数料) 前月の約定支払日のリボルビング利用残高(同日に支払うリボ払元金、ボーナス加算額および前々月16日から前月の約定支払日までのリボルビング利用額を差し引いた金額)に当社所定の手数料(月利)を乗じた金額。 2. 当社が認めた場合、本会員は支払方法の変更およびボーナス増額払いの追加指定、加算額の変更をすることができます。 3. 本会員は、リボルビング弁済金および第1項の手数料については、第1項の支払方法のほか当社所定の方法で随時支払うことができます。

第27条 (分割払い) 1. 本会員は、分がルビング开角金のより第1項の子数杯については、第1項の又私力法のはか当社所定の別法で関係を乗じた分割払手数料を加算した金額(以下「分割支払金合計額」という。)を支払うものとします。 2. 分割支払金合計額を支払回数で除した金額を分割支払金でだけ、計算上の都合により初回および最終回の分割支払金は金額が異なります。)とし、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日から支払回数回にわたり暴終約定支払日まで、分割支払金を多約定支払日に支払うものとします。 3. 各分割支払金における分割支払金におりる計算ができる場合によりが回じたのとります。 3. 各分割支払金における分割支払金におりる情報で支払日に支払うものとします。 3. 各分割支払金における分割支払金におりる情報で支払日に支払うものとします。 3. 各分割支払金における分割支払金におりる標準期間満了日の属する月の翌月が、10日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額・分割支払元金ー分割支払金から上記手数料を差し引いた金額(20第2回の分割支払金の内訳 手数料=標準期間に利用した場合、ショッピング利用代金に対する標準期間満了日の属する月の16日から翌月10日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額・分割支払元金ー分割支払金から上記手数料を差し引いた金額(30第3回の分割支払金の内訳 手数料の分割支払元金の内割支払金がら上記手数料を差し引いた金額(30第3回の分割支払金の内訳・手数料の分割支払金がら上記手数料を差し引いた金額(4、ボーナス併用分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金の半額を第1項、第2項、第3項の規定に従い支払い、残額を当社下金方とは対ポーナス月(1月および8月)の約定支払日に支払うものとして取り扱われます。第22条に定める債権譲渡または立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス併用分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第22条に定める債権譲渡または立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。 5. 本会員は、分割払残元金および手数料については、第2項、第4項の支払いのほか、当社所定の方法により一括で支払うことができまする第2条(見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等) 会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡されたの解除をには投務を付きたいた後務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決を14年を10年に対抗を10年に

約の解除または役務提供契約の解除ができるものとします。 第29条(支払停止の抗弁) 1. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとします。 2. 第1項にかかわらず、本会員は、リボルビング払いまたは分割払いを指定して購入した商品および割賦販売法に定める指定権利、指定役務(以下併せて「商品等」という。)について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社への支払いを停止することができるものとします。 (1)商品の引き渡し、指定権利の移転または指定役務の提供がないこと。 (2)商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。 (3)その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。 (3) との他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。 (3) との他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。 (3) との他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。 (3) との他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があるとときは、予め第2項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。 4. 本会員は、第3項の申し出をしたときは、予め第2項の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また当社が第2項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。 6. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 (1)リボルビング払いの場合において、1回のカード利用におけるショッピング利用代金額が3万8千円に満たないとき。分割払いの場合において、1回のカード利用における分割支払金合計額が4万円に満たないとき。 (2)本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。 第30条(キャッシングサービス) 1. 会員は、当社所定の現金自動支払機(以下「CD」という。)、現金自動預払機(以下「ATM」という。)等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより金銭を供り入れることができます(は)である場合は、10000円に満たないとき。 (2)本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。

信義に反すると認められたとき。
第30条(キャッシングサービス) 1. 会員は、当社所定の現金自動支払機(以下「CD」という。)、現金自動預払機(以下「ATM」という。)等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより金銭を借り入れることができます(以下「キャッシングサービス」という。)。キャッシングサービスの利用方法については当社が別途指定する場合があります。 2. 会員は、標準期間において、同期間に適用されるキャッシング利用可能枠から同期間におけるキャッシング借入金額とし、以下「期度内借入金額」という。)を差し引いた金額の範囲内でキャッシングサービスを利用することができます。 3. 本会員は、会員が標準期間にキャッシングサービスを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング手数料(各借入金に対してキャッシングサービス利用日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月10日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は当社所定の方法により、約定支払日の前に借り入れごとの全額を随時支払うことができます。 4. 第1項、第2項、第3項にかかわらず、国外におけるキャッシングサービスの利用方法、利用可能枠およびキャッシング手数料は、利用される国別に当社が定めるものとします。 5. 当社は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシングサービスの利用が適当でないと判断した場合には、新たなキャッシングサービスの利用を中止することができるものとします。 6. 本会員が当社、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社から複数枚のJCBカードの貸与を受け第19条第4項の適用を受ける場合、第2項における期間内借入金額は、

当該標準期間における本規約に基づいて本会員および家族会員に貸与されたカードのキャッシング借入金額と、当該標準期間における本会員が保有するすべてのJCBカードおよび当該JCBカードに係る規約に基づき発行された家族カードのキャッシング借入金額を合質した金額とします。
第31条 (カード・ローン) 1、当社が認めた場合、会員は、本条の規定に従いカード・ローン利用可能枠からカード・ローン利用残偽 (本会員分と家族会員分を合算した額)を差してより。
ただし、家族会員分を合算した額)を差し引いた金額の範囲内で、繰り返し当社から散資を受けることができます (以下「カード・ローン」という。)。ただし、家族会員については、当社が承認した場合に限り、カード・ローンが利用できまっ。2、会員は、次の(1)から(4)の方法により、カード・ローンを利用することができます。ただし、家族会員は(2)、(3)、(4)の方法を選択できません。(1)CD・ATMに暗証番号を入力して所定の操作をする方法(2)電話により申し込む方法(3)以CBホームページにおいて申し込む方法(4)その他、当社が指定する方法 また、カード・ローンによる融資の日(以下「協管)という。)は、お支払払い回を内蔵資金が振り込む場合があります。3、カード・ローンの返済方式は毎月元金定額払いとします。本会員は、以下の元金を翌月の約定支払日に支払うものとします。
19月15日のカード・ローンカル・ローンカル・ローンカル・ローン利用残偽。4、本会員は、以下のとおり利利を支払うものとします。(1)保準期間におけるカード・ローン対土金未満の場合は当該カード・ローン利用発傷を差し引いた金額のとり、カード・ローン利用金額に融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月10日までの間当社が窓の大事を更じた金額を翌月の約定支払日(2)当内の約定支払日のかり・ローン支払元金企会額を変象を製用の約定支払日(2)当内の約定支払日のかり・ローン支払元金の金額を変更しまま、返済方式を、ボーナス指定月の約定支払日においては本会員が指定した金額を加算した金額のト・ローン支払元金の金額を変更しまた。返済方式を、ボーナス指定月の約定支払日においては本会員が指定した金額を加算した金額をカード・ローン支払元金とし、ボーナス伊用が公場合、ボーナス指定月の約定支払日においては本公司が指定した金額を加算した金額をカード・ローン対土が金とし、ボーナス伊用が公司の場合、ボーナス指定月の約定支払日においては本会員のが指定した金額を加算した金額をカード・ローン支払元金とし、ボーナス月のみ元金定額が次の場合、ボーナス指定月の約定支払日においては本会員のが指定した金額を加算した金額をカード・ローン支払元金とし、ボーナス月のみ元金定額が次方との場合、ボーナス指定月の約定支払日に支払日に対しては、第3項、第4項、第53項の支払いの活が当地所定の方法により随時を対からとします。 6、本会員の外になカード・ローンの利用残偽もとして支払のものとします。 7、当社は、約定方は、第4項、第5項の支払の活が対しまり、第1項の表によりでは、第1項の表によりでは、第1項の表によりには、第2項の表によりできます。 7・当社は、約定方は、カード・ローンの利用残偽もとして支払の場合には、大力には、第2項を対している。第2項を対しているでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2項を対しているのでは、第2020回りでは、第2020回りでは、第2020回りでは、第2020回りでは、第2020回りでは、第2020回りでは、第2020回りでは、第2020回りでは、第2020回りでは、第2020回りでは、第2020回りには、2020回りには、2020回り

第4章 お支払い方法その他

第33条 (約定支払日と口座振替) 1. 毎月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」という。)を、予め本会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座、郵便貯金口座等(原則として本会員名義の口座等を届け出るものとするが、入会申込書等において予め当社が特に認める場合は別名義の口座等を届け出ることもできる。以下総称して「お支払い口座」という。)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、当社が特に指定した場合には、当社所定の他の支払方法(所定の手数料が発生する場合があります。)によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に回座振替ができなかった場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替なされることがあります。 2. 会員が国外でカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、原則としてJCBの関係会社が加盟店等に債権譲渡代金等を支払った時点(会員がカードを利用した日とは異なることがあります。)のJCB指定金融機関等の為替相場を基準としたJCB所定の換算方法により、円換算した円貨により、本会員は当社に対し支払うものとします。ただし、一部の航空会社その他の加盟店等におけるカード利用の場合には、当該航空会社等により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBがJCB所定の換算方法により円換算することがあります。
第34条 (明細) 当社は、本会員の約定支払額、リポルビング・分割払い利用残高よびカード・ローン利用残高等(以下「明細」という。)を第34条 (明細) 当社は、本会員の約定支払額、リポルビング・分割払い利用残高がよびカード・ローン利用残高等(以下「明細」という。)を第34条 (明細) 当社は、本会員の約定支払額、リポルビング・分割払い利用残高がよびカード・ローン利用残高等(以下「明細」という。)を

ついて異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に甲し出るものとします。なお、牛会費のみの支払いの場合、こ利用れまり超音の共17を省略することがあります。 第35条(遅延損害金) 1. 本会員が、会員のクレジットカード利用に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を約定支払目に支払わなかった場合には、約定支払額(ただし、リボルビング手数料、分割払手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。)に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額(ただし、リボルビング手数料、分割払手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。)に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。 ・1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い 年14.60% ・キャッシングサービス、カード・ローン 年21.90% 2. 第1項にかかわらず、分割払いに係る債務については以下の遅近害金を支払うものとします。 (1)分割支払金の支払いを遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.60%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金は分割払残元金に対し年6.00%を乗じた額を超えない金額。 (2)分割支払金合計額の降額の期限の利益を専失した場合は((1)の場合を除く)、分割払残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで年6.00%を乗じ 残額の期限の利益を喪失した場合は((1)の場合を除く)、分割払残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで年6.00%を乗じ た金額。

係額の刑略の中間で表入のに愛した。 第36条 (支払金等の充当順序) 本会員の当社に対する債務の支払額がその債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務へ の充当は、当社所定の順序により当社が行うものとします。 第37条 (当社の債権譲渡の承諾) 本会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本会員に対して有するクレジットカード利用に係る債権を当社が 信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることを予め異議なく承諾するものとします。 第38条 (期限の利益の痩失) 1. 本会員は、ツのいずわかに該当する場合、1)、(2)、(3)または4)においては何らの通知、催告を受けることなく当 然に、(5)、(6)または7)においては当社の前家により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとます。 なお、(1)については利息制限法第1条第1項に規定する3ととき、または一般の支払いを停止したとき。 ます。なお、(1)については利息制度法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ有効とします。(13)差押、仮差押、仮処分の申立 わなかったとき。 (2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。 (3)差押、仮差押、仮処分の申立 てまたは無熱処分を受けたとき。 (4)収度に 民事再生の申立てを受けたとき。または一般の支払いを停止したとき。 (5)が1、(2)、(3)、(4)のほか 会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。 (6)本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるととき。 (7)会員資格を喪失したとき。 2、第1項にかかわらず、リポルピング丸は、まは分割払いによるショッピング利用代金基づく債務については、第20条のリオルピング弁済金または第27条の分割支払金の支払いを選帯し、当社から20日以上の相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかった場合には、当該が限分して当までは、当まが限分にではいるといまでは、当まが第27条の分割支払を返与する場合、当然自の規定に初めて到来する物で支払目の制定を発失するものとします。この場合、当社の指示に従って直ら 第39条 (退会および会員資格の喪失等) 1. 会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社の指示に従って直ら 2、第3項には、当社が認定条、第3条または第6条には、基が1項の規定を発します。 4. 会員が退会自資格を喪失した場合、当然に環境会員を要とします。また、本会員は、会員が会員資格を要失します。 (4) 会員さいより需求を実します。なお、本会員が独立的たに受けます。 (4) 会員され、会員資格を要失したまの (3) 会員され、会員が本規約に違反したいで利用した場合にも支払業務を負うものとします。 (3) 会員でおります。 (4) 会員は本会員が本規約に違反したと当社が判問したとき。 (4) 両社が更新カードの利用の中止を発行しないで、カードの利用の中止を発行しないで、カードの利用の中止を発していて、カードの利用が対のでは、と当なが対しまれているのよりには当れているのよりには当れているのよりによります。 (4) 会員が本規約に違反したと当ます。 (4) 会員が本規約に違反したときまっな多のが生じたときままには当れているのよりには当れているのよりには当れているのよりには当れているのよりには当れているのよりには当れているのよりには当れているのよりにはいるの

後40条(カードの紛失、盗難による責任の区分) 1. カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合には、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。 2. 第1項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失、盗難届を当社またはJCBに提出した場合、当社は、本会員に対して当社またはJCBが届け出を受けた日の60日前以降のカードの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。 (1)会

員が第2条に違反したとき。(2)会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。(3)会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。(4)紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。(5)会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。(6)カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき(第7条第2項ただし書きの場合を除く。)。(7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。(8)その他本規約に違反している

しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を抱んだとき。 (6)カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき (第7条 第2項ただし書きの場合を除く。)。 (7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。 (8)その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。 (8)その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。 (8)その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。 (8)その他本規約に違反している 第41条 (偽造カードが使用された場合の責任の区分) 1. 偽造カード(第2条第1項に基づき両社が発行し当社が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。)の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。 2. 第1項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。第42条 (費用の負担) 本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公和公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

用を負担するものとします。 第43条(合意管轄裁判所) 会員は、会員と当社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または当社もしくはJCBの本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。 第44条(準拠法) 会員と両社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。 第45条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用) 会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に 関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。 第46条(会員規約およびその改定) 本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する規定 または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるよのとします。 または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

カード発行会社が㈱ジェーシービーの場合、会員規約が次のように変更されます。 1. 条文中の「当社」、「両社」、「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。 2. 第22条第1項(2)および第2項(2)は適用となりません。 3. 第22条第1項(4)が次のように変更となります。 加盟店からJCBの関係会社に対して債権譲渡したうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いすること。 4. 第22条第2項(4)が次のように変更となります。 JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いすること。 5. 第13条以降の条番号 す。 JCBの関係会社がが、1番繰り上がります。

2006年7月1日現在

(KKK16 · 555 · 20060701)

〈ご相談窓口〉

- 1888年7 - 1.商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。 2.宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

、ェーシービー JCBインフォメーションセンター 東京**ぐ**0422-76-1700 大阪**ぐ**06-6941-1700 福岡**ぐ**092-712-4450 札幌**ぐ**011-271-1411

3.本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については下記にご連絡ください。なお、JCBでは個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者(コンプライアンス統括部 担当役員)を設置しております。

(GSM555 · 20040916)

株式会社ジェーシービー お客様相談室 株式会社フェーフーに一 の各体化級室 〒181-8001 東京都三鷹市下連雀7-5-14 **◆**0120-668-500

 $(000 \cdot 20060531)$

<共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。 ○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル

利用目的:旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザベーションサービス等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス 〒107-0062 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

利用目的:保険サービス等の提供

(KRG777 · 20070401)

<加盟個人信用情報機関>

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。 ●株式会社シー・アイ・シー (CIC)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

0120-810-414 http://www.cic.co.ip/

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 ◆0120-4400-29 http://www.ccbinc.co.jp/

120-4400-29 「Http://www.ccolific.co.jp/
 立な加盟会員: 信販会社、メーカー系・流通系・銀行系カード会社、金融機関、消費者金融会社
 全国銀行個人信用情報センター(KSC)
 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
 ←03-3214-5020

・ 05-32 14-3020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html 主な加盟会員:金融機関とその関係会社等 ●株式会社テラネット(テラネット) 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

€03-3258-1025

http://www.teranet-corp.co.jp/

主な加盟会員:クレジット事業、リース事業、保証事業、貸金業等の与信事業を営む企業

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

立外に表のの立めが行					
	CIC	CCB	KSC	テラネット	
①氏名、生年月日、性別、住所、電話 番号、勤務先等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間				
②加盟する加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月 間	当該利用日から6ヵ月 間	当該利用日から1年を 超えない期間	当該利用日から3ヵ月 を超えない期間	
③入会承認日、利用可能枠等の本契約 の内容および債務の支払いを延滞した 事実、完済等のその返済状況	契約期間中および取引 終了日から5年間	契約期間中および契約 終了から5年間	契約期間中および契約 終了日(完済していな い場合は完済日)から 5年を超えない期間	契約継続中および債務 を完済した日から5年 を超えない期間	
④官報において公開されている情報	破産・失踪・再生手続 開始の決定日より7年 以内	宣告日より7年間	破産手続開始決定等を 受けた日から10年を 超えない期間	宣告日から10年を超 えない期間	
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査 中である旨	当該調査中の期間				
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人 申告情報	登録日より5年以内(ただし、紛失については 登録日より1年以内)	登録日より5年間(ただ し紛失・盗難は1年間)	本人申告のあった日か ら5年を超えない期間	登録日から5年を超え ない期間	

<提携個人信用情報機関>

- 東京都千代田区神田東松下町41-1 $\pm 101-0042$
- ※全国信用情報センターは、主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関です。同情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上 記の同情報センター開設のホームページをご覧ください。
- ●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報
CIC	KSC、全情連	*a)
KSC	CIC、全情連	*a)
テラネット	全情連	*b)

- *a) 提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、
- 「債務の支払いを延滞した事実」となります。 *b) 提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、 「借入情報(残高有り件数情報)」となります。

(KSJKK777 · 20060116)

プレッツサービス規定

プレッツサービス規定 第1条(目的) 本規定は、カード発行会社(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が提供するプレッツポイントサービス(以下「本サービス」という。)の利用方法について定めたものです。本規定は、当社およびJCB(以下「両社」という。)所定の会員規約(個人用または法人用をいい、以下個人用および法人用を併せて「会員規約」という。)で定める会員のうち、当社が本サービスの機能を有するアプリケーションを格納したICチップを一体として組み込んだICカード(以下「ICカード」という。)を貸与した方に適用されます。 第2条(総則) 1. 本サービスは、JCBおよびJCBが提携する会社(以下「提携会社」という。)で組織するプレッツ協議会が定めた規則等に従い、両社が提供するポイントサービスプログラムをいいます。 2. ICカードの貸与を受けた会員(以下「ブレッツ会員」という。)は、本規定を承認のうえ、本サービスを利用するものとします。 3.両社は、本サービスの提供に必要な業務の一部を、株式会社日本ポイントアネックス(以下「JPA」という。)に委託するものとし、本サービスにおけるプレッツポイント(以下「ポイント」という。)の管理に必要な業務はJPAが行います。 4. 第1項および前項の規定にかかわらず、本サービスの提供に関する一切の責任は両社にあり、提携会社およびJPAは、本サービスの提供に関レブレッツ会員に対して何ら責任を自わないものとします。

ます。 4. 弟 1 頃のよび 前頃の がたにかかわらず、本サービスの 症状に関する一切の 見には 画社に のう、症状 五社の 60 51 内は、本サービスの 使に関し プレッツ 会員に対して何ら責任を負わないものとします。 第3条 (ICカード) 1. 両社は、本サービスの利用に必要なアプリケーション等をICカード上のICチップに格納します。 2. 本サービスの利用にあたり、ICカードは、ICカード上に表示されたプレッツ 会員本人以外の方は利用できません。 3.プレッツ 会員は、善良なる管理者の注意をもってICカードを使用し管理するものとし、紛失・盗難等により他人にICカードを使用されたことによって生じた損害等について、両社は一切責任を 負いません。

食り、ません。
第4条(情報の提供) ブレッツ会員は、両社が、第2条第3項に基づく業務委託に際し、JPAが委託業務を履行するために必要な情報(ブレッツ会員の氏名、会員番号、住所、電話番号、その他JPAおよび両社所定の事項)をJPAに対して預託するごとを予め承認するものとします。
第5条(ポイント) 1. ブレッツ会員毎の利用可能ポイントの総数(以下「ポイント残高」という。)、ポイントの増減その他ポイントに関する管理等は、JPAの管理運営するコンピュータシステム(以下「管理センター」という。)、およびICカードにおいて行われるものとします。 2. ポイント残高は、原則として、第7条のポイント付与により付与されたポイント総数から第6条のポイント還元により還元したポイント総数を差し引いたポイント数となります。ただし、ポイント付与当日は、当該ポイントがポイント残高に反映されない場合があります。また、ポイント残高は両社所定のポイントを上限とします。 3.ポイント残高を換金することは一切できません。
第6条(ポイント還元) 1. ブレッツ会員は、JPA所定のブレッツ取扱標識が掲示されているブレッツ加盟店(以下「ブレッツ加盟店」という。)において、商品を購入しまたはサービス等の提供を受けるに際し、ICカードを提示のうえ、ポイント還元という。)ができます。還元ポイント数を申し出ることにより、商品・サービス等の代金金額の全部または一部の支払いに充てること(以下「ポイント還元」という。)ができます。還元ポイント残高を超えている場合、第9条のポイント残高照会の後、改めてポイント還元を行うものとします。また、商品・サービス等の代金金額を超えてポイント環元をすることはできません。 2. 前項の支払いの充当は1ポイントあたり1円とします。 第7条(ポイント付与) ブレッツ会員は、ブレッツ加盟店において、ICカードを提示のうえ、ポイント付与の中し出を行うことにより、以下の各号に定めるポイントの付すること(以下「ポイント付与)という。)ができます。ただし、一部のブレッツ加盟店においては、ポイント付与を受けられない場合があります。(1)購入する商品・サービス等(ただし、ブレッツ加盟店所定の方法により提供されるポイント (3)ブレッツ加盟店所定の方法により、生年日、性別等のブレッツ加盟店所定の方法により、生年日、性別等のブレッツ金員の属性情報に関連して提供されるポイント (3)ブレッツ加盟店所定の方法により、生年日、性別等のブレッツ金員の属性情報に関連して提供されるポイント (3)ブレッツ加盟店が定り方法により、サービス等 (4) ストでは、オイン・オイントでは、オイントでは、オイントでは、オイントでは、オイントでは、オイントでは、オイントでは、オイントでは、オイントでは、

れなかった場合、ポイント残第12条(紛失、盗難の届出)

ポイント残高はすべて失効するものとします。 整難の届出) プレッツ会員は、ICカードの紛失、盗難にあった場合には、両社所定の方法によりその旨直ちに当社またはJCBに

[※]上記のうち、個人個用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。 ※上記の他、KSCについては、不渡情報(第一回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日か

通知するものとします。当社またはJCBは、その通知を受けた後、両社所定の期間内にJPAに対し当該カードによるポイント還元取引を停止するよう要請するものとします。 第13条(他ポイント提供事業者とのポイント交換) 1. プレッツ会員は、ポイント残高の一部または全部を他のポイント提供事業者がプレッツ会

よう要請するものとします。
第13条(他ポイント提供事業者とのポイント交換) 1. ブレッツ会員は、ポイント残高の一部または全部を他のポイント提供事業者がプレッツ会員に提供する他のポイント(以下「他ポイント」という。)に交換できる場合があります。 2. ブレッツ会員は、他ポイントを本サービスのポイントに交換できる場合があります。 3. 前2項のポイントの交換に関しては、両社および他のポイント提供事業者所定の方法に従うものとします。第14条(複数枚カード) ブレッツ会員は、両社以外のものから複数枚の本サービス機能を有するにカードの貸与を受けた場合であっても、これらのICカードのボイント残高を任意の 1 枚のICカードのポイント残高として合算することはできません。第15条(本サービスの利用の制限) ブレッツ会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、ブレッツ加盟店において本サービスの利用ができないことがあることを予め承認するものとします。 (1)ICカードに破損、毀損、故障その他の異常が認められる場合 (2)ICカードに偽造、変造その他不正のポイントが格納されていた場合、またはその恐れがある場合 (3)ブレッツ会員が本規定または会員規約に違反した場合、またはその恐れがある場合 (4)前各号のほかブレッツ会員による本サービスの利用を新16条(ブレッツ会員資格の喪失等) 1. 当社またはJCBは、ブレッツ会員資格を喪失させることができるものとします。 2. ブレッツ会員が「た場合、またはブレッツ会員できるものとします。 2. ブレッツ会員であることなく、直ちにブレッツ会員資格を喪失させることができるものとします。 3.ブレッツ会員であることなく、直ちにブレッツ会員資格を要失った場合、ボイント残高はすべて失効するものとします。 3.ブレッツ会員であるには、本サービスの変更、停止、終了) ブレッツ会員に、両社が必要と認めた場合には、本サービスの内容を変更し、あるいは本サービスの全部または一部を停止または終了することを予め承認します。 第17条(本サービスの変更、停止、終了) ブレッツ会員は、両社が必要と認めた場合には、本サービスの内容を変更し、あるいは本サービスの第18条(本規定の改定等) 本規定が改定され、両社がその内容を通知した後にプレッツ会員が本サービスを利用した場合には、当該変更事項を承認したものとみなします。

第19条(適用関係等) 1. ブレッツ会員がICカードを利用する場合、会員規約のほか、本規定が適用されます。 2. 本規定に定めのある事項については本規定が優先して適用され、本規定に定めのない事項については会員規約が適用されます。 3.本規定で特に定めるほか、本規定における用語は、会員規約におけるのと同様の意味を有するものとします。

(PSK01 · 555 · 20050331)